

## 第 2 回定例会議事日程（第 5 号）

- 第 1 議案第 2 8 号 いちき串木野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 2 9 号 いちき串木野市災害対策本部条例及びいちき串木野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 3 0 号 いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 3 1 号 いちき串木野市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 3 2 号 薩摩藩英国留学生記念館新築工事(建築本体)請負契約の締結について
- 第 6 議案第 3 3 号 いちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例の制定について
- 第 7 議案第 3 6 号 いちき串木野市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 3 7 号 いちき串木野市市長及び副市長の給与に関する条例及びいちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 3 8 号 いちき串木野市自治基本条例の制定について
- 第 1 0 議案第 2 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 1 1 議案第 3 4 号 いちき串木野市 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 療特予算議案第 2 号 平成 2 5 年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 1 3 療特予算議案第 3 号 平成 2 5 年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 1 4 議案第 3 5 号 いちき串木野市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 5 簡水特予算議案第 2 号 平成 2 5 年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 第 1 6 公下水特予算議案第 2 号 平成 2 5 年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 第 1 7 水道予算議案第 2 号 平成 2 5 年度いちき串木野市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 第 1 8 予算議案第 2 号 平成 2 5 年度いちき串木野市一般会計補正予算(第 1 号)
- 第 1 9 予算議案第 3 号 平成 2 5 年度いちき串木野市一般会計補正予算(第 2 号)
- 第 2 0 陳情第 1 1 号 市議会議員定数と議員報酬に関する陳情
- 第 2 1 議案第 3 9 号 いちき串木野市議会基本条例の制定について
- 第 2 2 閉会中の継続審査について
- 第 2 3 閉会中の継続調査について
- 第 2 4 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

---

出席議員 18名

1番	平石耕二君	10番	西別府治君
2番	西中間義徳君	11番	楮山四夫君
3番	宇都隆雄君	12番	竹之内勉君
4番	中村敏彦君	13番	寺師和男君
5番	南竹篤己君	14番	原口政敏君
6番	中里純人君	15番	宇都耕平君
7番	枇榔秋信君	16番	福田清宏君
8番	濱田尚君	17番	東勝巳君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	平川秀孝君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	財	政	課	長	中	屋	謙	治	君							
副	市	長	石	田	信	一	君	市	来	支	所	長	吉	田	裕	史	君	
教	育	長	山	下	卓	朗	君	教	委	総	務	課	長	白	井	喜	宣	君
総	務	課	長	前	屋	謙	三	君	消	防	長	深	山	龍	朗	君		
政	策	課	長	田	中	和	幸	君										

平成25年6月27日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1～日程第20

議案第28号～陳情第11号一括上程

○議長（下迫田良信君） 日程第1、議案第28号から日程第20、陳情第11号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長濱田 尚君登壇]

○総務委員長（濱田 尚君） 総務委員会に付託されました案件は、単行議案9件、予算議案2件、陳情14件の計25件であります。

去る6月18日に委員会を開催し、陳情14件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第28号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、改正しようとするものであります。説明によりますと、改正の主な内容は、1点目に、寄附金税額控除について、平成25年度から復興特別所得税が課税されたことに伴い、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しをするもので、復興特別所得税導入後も、ふるさと寄附金特例控除については軽減額に影響が出ないように改正すること、2点目に、現在の低金利の状況に鑑み、国税同様に平成26年1月1日から住民税等の延滞金等の利率を引き下げること、3点目に個人住民税における住宅ローン控除の延長、拡充として、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要を平準化する観点から、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する制度を平成29年12月までに入居した者に延長し、

平成26年4月からの消費税加算に対応した控除限度額等の引き上げもなされるとのことです。ちなみに、住宅ローン控除に係る平成27年度以降の個人住民税の税収分は、全額国費で補填されるとのことです。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号いちき串木野市災害対策本部条例及びいちき串木野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、災害対策基本法等の一部改正により、災害対策本部条例、防災会議条例の設置根拠となる条番号が変更されたことに伴い条文を整備しようとするもので、内容に変更はないとのことです。

本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、共生・協働のまちづくりを推進するための拠点施設として、これまでの14交流センターに加え、新たにドリームセンター内に中央交流センターを併設しようとするもので、あわせて中央交流センターの休館日及び開館時間をドリームセンターに準じて定めようとするものであります。

審査の中で、交流センターは、地区の拠点施設として整備されているが、会議室のスペース等を見た場合、拠点になり得るかと質したところ、開館時間の制約はあるが、これまでと違って自分たちの話し合い活動のために他の団体を気にせず自由に使える場所があるという意味では拠点になり得ると考えている。スペースに限りがあるものの、必要な場合は、同施設内の会議室等を活用していただきたいとの答弁であります。

また、拠点施設ということであれば、せめて電話回線ぐらひは整備できないかと質したところ、使用頻度も含め、まちづくり協議会の意見等を聞きながら、必要であれば検討していきたいとの答弁であります。

委員の中から、交流センターについては、地域の皆さんが集まりやすい、使い勝手のいい施設になる

ようにまちづくり協議会の要望を十分にくみ取っていただきたい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号いちき串木野市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、鹿児島県本土地域産業活性化計画が平成25年4月1日に更新されたことに伴い、本市の緑地面積率に関する同意企業立地重点促進区域について改正しようとするものであります。

説明によりますと、本条例は、企業立地の促進を図るため、工場立地法で定められた緑地と環境施設の設置義務面積を緩和するものであり、対象となる工業団地としては、甲種4団地、乙種1団地の合計5団地を定めているとのことであります。

今回、県の計画が更新されたことから、歩調を合わせ、甲種の団地にプリマハムを対象とした浜ヶ城工業用地、三井金山を対象とした三井工業用地の二つの工業用地を追加するとのことであります。

審査の中で、追加されることによるメリットについて質したところ、施設を増設する場合に、緑地面積等を緩和できることから、それ以外の土地を有効に使えると考えているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号薩摩藩英国留学生記念館新築工事(建築本体)請負契約の締結についてであります。

本案は、この請負契約の締結に当たり、いちき串木野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、去る5月17日に、市内業者2社、市外業者8社の計10社を指名し、入札を執行し、その結果、契約金額2億600万4,750円、落札率89.4%で、本市の川崎産業株式会社代表取締役川崎弘一が落札したとのことであります。

なお、建物の構造は、鉄筋コンクリートづくり2

階建て、延べ床面積674.84平方メートルで、工期は市議会の議決の日から平成26年3月10日とされております。

審査の中で、指名業者の選定について質したところ、特定建設業の許可を得ている市内2社と県の格付Aランクのうち、総合評点が1,000点以上の県内8社の計10社を指名したとの答弁であります。

また、建設現場へのアクセス道など、工事期間中の安全対策について質したところ、今回の建設現場については特に配慮が必要な箇所と考えており、市民生活に支障のないように交通安全を含めて安全対策については十分な措置を講じていきたいとの答弁であります。

本案は、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号いちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例の制定についてであります。

本案は、本市の特産品である本格焼酎を宴会や結婚式などの多くの席で乾杯に使ってもらい、本格焼酎の普及を図ることで、産業振興だけでなく、焼酎文化の理解、焼酎以外の本市特産品の育成振興、さらに地産地消の推進、地元文化の継承をしていくために制定しようとするものであります。

説明によりますと、本市には焼酎蔵が8蔵あり、焼酎どころ鹿児島県の中でも有数の酒どころであることから、焼酎の普及と特産品としての認識を高めるため提案したとのことであります。

審査の中で、条例の制定については、いちき串木野商工会議所から要望が出され、蔵元の多い市来商工会からは出されていないが、市内全ての蔵元が同調されていると理解しているのかと質したところ、乾杯条例の提案に当たっては、市来商工会及び酒造会社6社にも意見を聞き、十分な御理解をいただいているとの答弁であります。また、条例制定後の取り組みについては、どのような考えを持っているかと質したところ、市民はもとより広く市内外に新聞やラジオ、インターネット等の広報媒体を通じ、普及、宣伝を図るとともに、酒蔵ツーリズムなどによる焼酎文化の情報発信などについても考えてみたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号いちき串木野市職員の給与の特例に関する条例の制定についてであります。

本案は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の減額支給措置に鑑み、職員の給料月額を減額するため、制定しようとするものであります。

説明によりますと、減額率は、給料表の1級及び2級については4%、3級から6級については5.6%で、期末手当など諸手当の影響はないとのことであります。

また、減額の期間は、平成25年7月1日から平成26年3月31日までで、影響額としては、全会計で7,060万7,000円を見込んでいるとのことであります。

ちなみに、減額後のラスパイレス指数は、平成24年度の105.6から99.9になるとのことです。

審査の中で、今回の給与減額に際し、地方の固有の財源である地方交付税を地方公務員の給与削減のために用いることは地方分権の流れに反し、地方財政自主権を侵すものではないかと質したところ、本来、地方交付税は固有の財源であるという認識のもとに、地方公務員給与削減のためにこういう手法が用いられたというのは非常に遺憾であって、全国市長会等を通じ申し述べているとの答弁であります。また、1、2級と3級から6級で減額率が違う理由について質したところ、給料月額の低い1、2級の若手職員に対しては、職員組合から配慮の要請もあり、一律の引き下げではなく、率を下げ、4%の減額率としたとの答弁であります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号いちき串木野市市長及び副市長の給与に関する条例及びいちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、職員の給料減額措置に準じて特別職の給料月額を減額措置を行うために、現在、実施している特別職に係る給料月額を減額措置に加えて改正しようとするものであります。

説明によりますと、減額率については、市長を現在の10%から20%に、副市長を5%から15%に、教育長を1%から10%にするものであり、減額の期間は、平成25年7月1日から平成25年11月12日までで、影響額としては3役合わせて100万円を見込んでいるとのことです。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号いちき串木野市自治基本条例の制定についてであります。

本案は、本市の自治に関する基本的事項を定めるとともに、まちづくりの主役である市民の権利と責務、市議会と市の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治によるまちづくりを推進し、将来にわたって豊かな地域社会を実現するために制定しようとするものであります。

説明によりますと、この条例案の策定に当たっては、市民が主体となって条例素案を策定して、その素案を市へ提言するという市民参画の手法を取り入れ、平成23年10月に公募の市民委員23名と職員委員5名で構成されたいちき串木野市自治基本条例策定検討委員会を設置し、当時、所管の自治振興課が事務局として情報収集や協議内容の整理等を行ったとのことです。検討委員会は、条例素案の提言までの約1年6カ月の間に、全体会33回、条文たたき台起草委員会16回を開催するとともに、市民、議員、職員説明会を20回開催し、条例素案について意見や質疑等を受け、それらを踏まえて最終的な条例素案を策定し、本年3月28日に市へ提言しております。

提言を受けた市は、条例素案の趣旨を尊重しながら法制上の整理等を行い、市としての条例案を策定し、パブリックコメントの手続きを経て最終的な条例案として、今回、上程したとのことです。

審査の中で、市民の定義が、居住者だけでなく、通勤、通学する者や団体等となっている理由について質したところ、通常、自治公民館にはそこに住んでいる方々が入るが、ただ、地域づくり活動によっては、企業が入っているところもある。そういう意味で、今後は地域活動においても、世帯だけではな

く、そのような人たちも取り組んでいくようにというのがこの条例の狙いであり、このような表現になっているとの答弁であります。

また、自治公民館加入については、もう少し強制的な条文にできなかったのかと質したところ、自治公民館の加入については、策定検討委員会で市民の委員の中からも、もう少し強制的な表現はできないのかという趣旨の意見があり、議論もされた。ただ、現実的には強制ができないことであることから、この条例案に落ちついたとの答弁であります。

委員の中から、条例の制定に当たって、地区まちづくり協議会によってはさまざまな課題を抱えている現状を踏まえ、この条例の基本理念に沿って解決できるよう、鋭意取り組みを進めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,356万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ156億9,156万5,000円とするほか、第2条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

13款国庫支出金の地域の元気臨時交付金8,198万5,000円は、国の緊急経済対策で、地域経済の活性化と雇用の創出を図るために創設された新たな交付金で、国の経済対策に伴い、追加した公共事業等の地方負担額の8割程度が交付をされ、建設地方債の発行対象経費となる地方単独事業に充当できるものであります。

今回の補正予算に計上されている市道永山線道路維持事業など7事業に充当するとのことでもあります。18款繰越金6,254万2,000円は、今回の補正の所要財源として追加計上するものであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費の企業立地対策費294万3,000円は、合

同会社さつま自然エネルギーに対する次世代エネルギー導入促進事業の委託料であります。

説明によりますと、本市は、昨年10月24日、経済産業省から全国48カ所目、九州では8カ所目となる次世代エネルギーパークの認定を受けており、事業内容としては、いちき串木野市次世代エネルギーパークへの視察者を増加させるための視察メニューの検討や、リーフレットの政策、イベント等でのPRを行うほか、産業観光と次世代エネルギーを連携したモニターツアーの実施などを考えているとのことでもあります。

ちなみに、歳入は県費100%とのことでもあります。

審査の中で、さつま自然エネルギーの状況について質したところ、市民ファンドが思うように集まっていない状況があるが、それ以外はおおむね順調で、収益も想定よりいいと聞いているとの答弁であります。

共生・協働推進費23万円は、7月に開設する中央交流センターの事務用机、椅子、キャビネット、ホワイトボード等の備品購入費及び事務用品に係る消耗品費であります。

次に、第2条地方債の補正についてであります。

地方債は、合併特例事業債など四つの地方債について、合わせて1,300万円を追加し、限度額を19億7,600万円としようとするものであります。

本案は、付託分について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,036万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ156億2,120万円とするもので、議案第36号及び議案第37号による市職員及び市長、副市長、教育長の減額措置に伴う給与費の減額を各款にわたり補正するとともに、これに伴い、17款繰入金で財政調整基金繰入金を減額するものであります。

本案は、付託分について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、陳情14件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これより、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**○16番（福田清宏君）** 議案33号について少しお尋ねいたします。

さきの議案質疑においてもお尋ねをしたことですが、また、ただいまの委員長の報告にもございましたが、普及と認識を高めるためという条例の提案ということでありましたけれども、いちき串木野市食のまちづくり条例の例があります。

私は、この例に倣って、この条例の目的第1条に沿うた形で本格焼酎の産業の振興普及、あるいは焼酎文化の理解促進の条例として提案をされて、そしていちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進することについては、決議、あるいは宣言文で表明することがいいんじゃないかということでお尋ねをしたところですが、そういう観点についての審査はありませんでしたでしょうか。お尋ねいたします。

**○総務委員長（濱田 尚君）** お答えいたします。

食のまちづくり条例との関連の質疑はございました。

以上です。

**○16番（福田清宏君）** ちょっと、回数があるんで。今の答弁ではちょっと私が聞いたこととは違うんですが、食のまちづくり条例の制定に倣ってこの条例を、焼酎産業の振興普及、焼酎文化の理解促進の条例として提案をされて、そして、本格焼酎による乾杯を推進するということについては、決議あるいは宣言文、食のまちづくりの宣言文がありますね、ああいう形での提案というようなことについての審査はありませんでしたかとお尋ねをしております。

それから、もう一つ続けて。回数制限がありますから。

質疑のときもお尋ねしましたが、この条例は、市民の権利をどこまで制限するのか。一つ。

二つ目に、市民にどのような義務を課すのか。

三つ、住民自治の秩序と円滑な運営上、必要な規律か、この3点についても審査されたかどうか。審査されたのであればお答えいただきたいと思います。

**○総務委員長（濱田 尚君）** まず、1点目の食のまちづくり、そういった宣言等は委員会の中では議論はなかったところであります。

そうして、1点、2点、3点とありましたけれども、義務を課せる部分かというところで、委員会の中では、当局としては、あくまでも乾杯は最初の出だしであるということ、そのきっかけとして乾杯してもらい、その後もずっと延々と焼酎を飲んでいただくという条例ではないというようなことが答弁の中でありました。

2点目がそういうことで、1点目、3点目のところは、委員会では議論はございませんでした。

**○16番（福田清宏君）** せっかく議案質疑でもお尋ねをした案件なんですけど、委員会では審査がなかったということでもありますので、それ以上の委員長の答弁はありませんが、もともとこの趣旨に反対しているものではありません。ですが、やはり、いろいろと市民の権利を制限したり、あるいは義務を課したりするという流れの中から条例というのは生まれるんだろうという思いからすれば、先ほど申しましたような形で宣言文として出てくること、食のまちづくりと一緒に、宣言文として出てくることのほうがよかったのではなかろうかなという思いでお尋ねをしたところであります。

**○総務委員長（濱田 尚君）** 先ほどの条例の中身ですけれども、理念条例ということで、皆さんに努力をしてほしいという趣旨の提案ということで、当局から伺っております。理念条例ということが、当局から発言があったということです。

**○5番（南竹篤己君）** 先日、ある市民の方とこの焼酎条例の件で話す機会があったわけですが、条例というのは市の法律であると。この条例は、強制はしない、罰則規定はないということを知っているわけですが、いろいろ条例はあるわけですが、ほかの条例との整合性は審査されたのか、そこをちょっとお願いします。

**○総務委員長（濱田 尚君）** ほかの条例との整合

性の関係の質疑はいたしておりません。

**○5番（南竹篤己君）** 大事なことだったと思うんですけども、審査されていないということであれば、これ以上の質問はできません。

以上です。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論・採決に入りますが、予算議案第2号及び予算議案第3号については、3 常任委員長の報告に対する質疑を終結するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第28号いちき串木野市税条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第29号いちき串木野市災害対策本部条例及びいちき串木野市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第30号いちき串木野市交流センター条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第31号いちき串木野市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、薩摩藩留学生記念館新築工事（建築本体）請負工事の締結について、東勝巳議員の発言を許します。

〔17番東 勝巳君登壇〕

**○17番（東 勝巳君）** 私は、議案第32号薩摩藩英国留学生記念館新築工事（建築本体）請負契約の締結について反対の討論を述べます。

この件については、当初予算に対する反対討論でも述べたところであります。

この間、総合体育館新設、下塩入線、野平線、そして、今回の記念館と大型公共事業が続き、230億円の財源が投入され、これらの事業に合併特例債が使われております。合併特例債は、合併後10年間、将来、このまちの持続的発展の基盤をつくるために、地方交付税の合併算定による支援とともに措置されているものであると理解をしています。これらの大型公共事業は、これから、借金の返済と維持管理の負担が将来にわたって続くこととなります。

本市の総合計画には、本市の持続的発展を支え、生き生きとしたまちをつくるために基幹産業の活性化が不可欠だと述べ、定住人口の維持拡大のための重要な条件でもあると述べています。この間、その地域産業は、御承知のように衰退の一途をたどり、活性化への展望は見えておりません。活性化への予算も少なく、体制も弱い、やる気、意気込みも見えない状況です。

今年の農政に地域農業マスタープラン作成事業が計画をされています。この事業は、農地を平地で20ヘクタール、20町歩から30町歩、中山間地で10町歩から20町歩、農地を集積をし、個人、法人、集落営農など、三つの経営体に地域農業を再編しようとするものであります。これが実現をすれば、本市の90%以上の農家は農業生産から排除され、結局、農村と農業の荒廃へ進むことになりかねないものであります。衰退が続く農業破壊に一層拍車をかけることとなります。地場産業の活性化どころか衰退が一層進む、こういう事業計画になっています。

今、大型箱物への事業推進でなく、本市の総合計画に立ち返って、抜本的な政策転換を求めるものであります。箱物公共事業の推進で、このまちの未来は開けません。本会議の本議案の審査中に、この記念館建設の工事が既に進行していることが明らかになりましたが、本体工事議案の議決の出ない前に、関連工事といえども工事着工を行うことは、議会審査と議決を無視するもので、許されない行為であります。

本議会に提案されている自治基本条例第5条最高の規範性に照らしても、これを汚す行為と言わなければなりません。

以上、申し上げて、討論を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号いちき串木野市本格焼酎による乾杯を推進する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号いちき串木野市職員の給与の特例に関する条例の制定について、東勝巳議員の発言を許します。

**○17番（東 勝巳君）** 私は、議案第36号いちき串木野市職員の給与の特例に関する条例の制定について反対の討論を行います。

反対理由の第1は、ここ十数年来、我が国の働く人々の給与は減り続けています。働く人々の所得が減って、消費が冷え込み、経済が悪化している。深刻なデフレ不況を克服する、その鍵は内需の拡大であります。物が売れないときに幾ら金融緩和で銀行や企業に金を回しても、設備投資に回らず、効果がないことは証明済みであります。賃上げや雇用拡大で家計を温めてこそ、景気が回復し、経済も財政も立ち直ることができます。

今回の提案、本市の職員給与に関する条例の制定は、職員の給与の引き下げというデフレ不況打開に逆行するものであります。

第2は、公務員給与の改正は、公務員労働者の労働基本権はく奪の代償措置として人事院勧告の制度がつくられておりますが、今回は、この制度を全く無視されている状況であります。

第3は、今回、国が地方公務員の給与削減を強要するために、地方自治体の固有財源である地方交付税を削減していることでもあります。国が手をつけることができない、手をつけてはならない地方の財源

に手をつけるなど、やってはならない無法をやっています。国の規範意識が厳しく問われる許しがたいものであります。

以上、反対理由を述べ、討論を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号いちき串木野市市長及び副市長の給与に関する条例及びいちき串木野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起立採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号いちき串木野市自治基本条例の制定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、教育民生委員長の報告を求めます。

[教育民生委員長宇都隆雄君登壇]

**○教育民生委員長（宇都隆雄君）** 私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案4件及び継続審査となっております陳情2件の計8件であります。

去る6月19日に委員会を開催し、陳情2件を除き審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第27号専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布されたことに伴い、急いで国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことにより、専決処分されたものであります。

専決処分をした主な内容は、昨年度で終了することとしていた国民健康保険税の軽減措置に関するもので、平成25年4月1日から特定同一世帯所得者の属する世帯に係る軽減措置を恒久化するほか、特定世帯にかかわる世帯別平等割額を最初の5年間、2分の1に軽減する現行制度に加えて、その後、3年間、4分の1を軽減するものであり、国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者が属する世帯の国民健康保険税が負担増とならないようにする特例措置とのことであります。

なお、影響額としては、236人分で85万円程度の減収を見込んでいるとのことであります。

審査の中で、平成22年度から国民健康保険税の税率引き下げを行っているが、国民健康保険税収等、財源の見通しについて質したところ、国民健康保険税収は年々落ちてきている状況にあり、平成25年度では基金残高も減少してきていることなどから、今後、検討しないといけない時期に来ているとのことであります。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第34号いちき串木野市B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、B&G海洋センター体育館の会議室の使用料等を新たに設けるとともに、条文を整備しようとするものであります。

審査の中で、会議室の利用状況等について質したところ、平成24年度の会議室利用者数は約1,900人と年々増えてきているとのことで、利用については、会議室として利用するほか、スポーツ大会での本部として使用したり、関係物品などを置いたり、現在では、会議以外の目的で専用されるケースも見受けられるとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第2号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳出の3款民生費についてであります。

1項2目障害者等福祉費では、県単独事業として本年度から開始された軽度中等度難聴児補聴器助成事業費12万7,000円の計上であります。

審査の中で、補助を行う補聴器の種類や価格について質したところ、機種は、ポケット型や耳かけ方、あるいは耳穴型などがあるとのことで、価格については、ポケット型の基準価格が4万3,200円、耳かけ型で5万2,900円、耳穴型については、オーダーメイドのため、13万7,000円と高価となり、それぞれ、そのうち3分の1が自己負担になるとのことであります。なお、耳穴型については、高価であることから、主治医の意見書が必要になるとのことであります。

2項2目児童運営費では、療育事業特別会計繰出金138万7,000円の計上であります。

3項1目生活保護総務費では、生活保護適正実施推進事業費に46万2,000円を計上、本年8月に実施される生活保護基準額の見直しに伴う生活保護システムの改修費用とのことであります。

次に、10款教育費であります。1項4目教育振興費では、道徳教育総合支援事業60万円を計上、県委

託の新規事業として、道徳教育の充実を図るため、本年度を含めた2カ年間の事業実施を予定しているとのことであります。

審査の中で、講演や研修会、研究公開など、事業の内容について質したところ、学校だけではなく、家庭や地域との連携した中での道徳教育の充実が大きな狙いであり、道徳教育推進のための委員の委嘱、全体会議の開催などを考えているとのことで、学校においては道徳の時間のあり方についての研修会を計画したいとのことであります。

5目語学指導外国青年招致事業費では、語学指導外国青年ALTの交代に伴う経費87万7,000円の計上であります。現在のALTは、平成23年8月から今日まで、約2年間、本市に勤務していただいているとのことであります。

2項小学校費では、旭小学校校舎改修事業工事費2,600万円の計上であります。当初は、平成24年度の補正予算で、国庫補助の森林整備加速化・林業再生事業を活用しての事業実施を予定していたが、補助が受けられない状況になったことから、今回の補正予算により屋根塗装工事以外の外壁改修工事等については、新規で地域の元気臨時交付金を活用して事業実施したいとのことであります。

審査の中で、3月の補正予算に計上した補助金が該当しない経緯等について質したところ、当初、予定していた森林整備加速化・林業再生事業については、所管の鹿児島地域振興局に事業内容を説明をし、事業採択の感触を得たので補助事業の申請を行い、あわせて3月の補正予算に計上したとのことであります。その後、3月末に県の事業ヒアリングを受けた際、当該事業には該当しない可能性があるとの指摘を受け、県かごしま材振興課が国に確認を行ったところ、該当しないとの連絡があったとのことで、該当しない理由としては、木造施設の増改築は対象となるが、改修工事や修繕は対象とならないことが理由とのことであります。

しかしながら、旭小学校は老朽化が進んでおり、改修工事が必要であることから、今回、元気臨時交付金を活用し、改修事業を行いたいとの答弁であります。

予算議案第2号中、委員会付託分については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、議案第36号いちき串木野市職員の給与の特例に関する条例による給料減額措置に伴う市職員の給与費の減額を各款にわたり行うものであります。

審査の中で、職員と市長が協議を行い、給与削減の提案がなされたと理解はしているが、国からの一方的な要請による今回の手法については、各自治体、十分な納得の上での取り組みとは思えないが、このことをどのように考えているかと質したところ、全国市長会、あるいは地方六団体においては、地方自治の根幹を揺るがすものとして遺憾の意を決議している。一方、復興という国を挙げての方針については理解するものであり、県内の市町村長を集めた会議でも、また、県政説明会でも知事からは趣旨を理解していただきたいとの要請があり、そのようなことを勘案して今回の措置になったとのことであります。今後は、地方自治の根幹を揺るがすことがないよう、国に対し、九州市長会や全国市長会などでも声を上げていきたいとの答弁であります。

予算議案第3号中委員会付託分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正の主な内容としましては、本年4月に移転した療育園の整備に伴う経費138万7,000円の計上であります。

説明によりますと、整備の内容は、遊び場のフェンスと砂場、手洗い場となる給水設備、保育室の網戸及び遊具等を補完する倉庫の設置であります。

審査の中で、砂場設置における犬、猫や鳥のふん等による衛生面の対応について質したところ、これまでの療育園であった生福保育所では、砂場を使わない時間帯はブルーシートをかぶせて対応していたとのことで、あわせて年に数回は砂の消毒をしたり、毎年1回、砂の置きかえも実施しているとのことで

あります。

今後、療育園においても衛生面の配慮は当然に行うこととし、子供たちに影響が出ないようにしていきたいとのことであります。

さらに、委員から、療育園は独立した施設となったことから、必要な整備は急いで実施すべきとの意見が述べられたのであります。

また、療育園の現在の児童の受け入れ状況について質したところ、現在、21名の児童が通園しているとのことで、本年4月から月曜日から土曜日までの週6日開園としたことから、最大で30名までの受け入れが可能となっているとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第3号平成24年度いちき串木野市療育事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,152万1,000円とするものであります。

補正の主な内容としては、議案第36号いちき串木野市職員の給与の特例に関する条例による給料減額措置に伴う市職員の給与費の減額であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、陳情2件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これより教育民生委員長の報告に対する審議に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第27号専決処分の承認を求めることについて討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は承認であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第34号いちき串木野市B&G海洋セン  
ター条例の一部を改正する条例の制定について討論  
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決し  
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第2号平成25年度いちき串木  
野市療育事業特別会計補正予算（第1号）について  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決し  
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第3号平成24年度いちき串木  
野市療育事業特別会計補正予算（第2号）について  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決し  
ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議  
ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起  
立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の  
方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長西別府 治君登壇〕

**○産業建設委員長（西別府 治君）** 産業建設委員  
会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議  
案5件、継続審査となっておりました陳情1件の計  
7件であります。

去る6月20日に委員会を開催し、陳情1件を除き  
審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概  
要と結果について、御報告申し上げます。なお、審  
査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施した  
ところであります。

まず、議案第35号いちき串木野市産業開発促進条  
例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、半島振興法第17条の地方税の不均一課税  
に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部  
改正に伴い、固定資産税の不均一課税にかかわる取  
得価格の下限値を引き下げるほか、条文の整備をし  
ようとするものであります。

説明によりますと、これまで、不均一課税の対象  
となるのは、新增設による設備、機械等の価格が  
2,700万円以上であったものが、今回の改正で、事  
業者の資本金が1,000万円以下の場合は500万円以上  
の設備、機械等、資本金が1,000万円を超え、5,000  
万円以下の場合は1,000万円以上の設備、機械等、  
資本金が5,000万円を超える場合は2,000万円以上の  
設備、機械等が対象になるなど、要件が緩和された  
とのことであります。

審査の中で、本市で固定資産税の不均一課税を受  
けられる事業者はいるのかと質したところ、現時点  
で対象となる事業者はいないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの  
と決しました。

次に、予算議案第2号平成25年度いちき串木野市

一般会計補正予算（第1号）中、委員会付託分についてであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費は、地元産レシピ集作成事業にかかわる委託料73万円、農業農村活性化推進施設等整備事業補助金886万8,000円の計上が主なるものであります。

説明によりますと、地元産レシピ集作成事業については、食生活改善推進員や生活研究グループ等との検討委員会を開き、地元食材を使った料理のレシピ集を1万部作成することとあります。

また、農業農村活性化推進施設等整備事業については、大里地区において、水稻作付や収穫等を受託する営農組織が導入するコンバインやトラクターなどの機会整備に対して補助を行うもので、負担割合は、営農組織が2分の1、県が3分の1、市が6分の1であるとのこととあります。

審査の中で、県の補助事業として採択されるための優先順位について質したところ、人・農地プランにおいて担い手として位置づけられていることや、認定農業者であることなどが優先されるのではないかと考えているとのこととあります。

委員の中から、担い手育成等に非常に効果的な事業であることから、今後も積極的に推進すべき旨の意見が述べられたのであります。

7目農業施設維持費は、荒川地区排水路改修等にかかわる農業基盤整備促進事業の計上等であります。9目土地改良事業費は、農業農村整備事業の事業費決定に伴う負担金の追加であります。

次に、2項2目林業振興費は、鳥獣による被害を防止するため、市町村ごとに設置された地域協議会に対する運営補助金の計上であります。

説明によりますと、国においては、平成25年度から3年間にわたり、イノシシや鹿等の捕獲頭数を増加させ、鳥獣被害の軽減を図ることとしており、捕獲した有害鳥獣の頭数に応じて、県の協議会より市の地域協議会に対して補助金が交付されることとあります。

審査の中で、有害鳥獣駆除に従事する猟友会の後継者対策について質したところ、県において、わなの狩猟免許取得に係る費用の2分の1となる5,000

円を補助していることから、この補助を受けて、わなの狩猟免許を取得されるよう呼びかけるなど、後継者対策に努めていきたいとの答弁であります。

また、委員の中から、補助を受ける際に必要とされる捕獲した有害鳥獣の写真提出について簡素化するように県に要望すべき旨の意見が述べられたのであります。

4目林道費は、県営林道舟川野下線開設事業の進捗にあわせての用地取得の追加、5目治山費は、川上柿内ヶ原地区における県費単独補助治山事業の計上であります。

次に、3項3目漁港管理費は、市来漁港の入り口と西防波堤横をマイナス2メートルに浚渫するための工事請負費500万円の計上であります。

次に、7款商工費1項3目観光費は、県が進めている羽島崎展望施設等整備事業におけるトイレ新築工事に伴う給水加入金の計上であります。

次に、8款土木費2項1目道路維持費は、市道永山線の側溝布設舗装工事に係る工事請負費1,000万円の計上で、2目道路新設改良費は、市道西岳2号線ほか3路線にかかわる工事請負費4,500万円の計上が主なるものであります。

次に、5項1目都市計画総務費は、汐見町等の常時浸水危険住宅のかさ上げ工事に対する補助金の計上であります。

審査の中で、常時浸水危険住宅移転等事業補助金の対象となる範囲について質したところ、常時浸水危険住宅移転等事業補助金交付要綱で、過去に床上浸水または床下浸水の実事があり、今後も引き続き、このような状態が継続すると見られる住宅となっており、雨の基準については、1時間雨量20ミリメートル程度の降雨があった場合に浸水等の影響があると認められる地域として、現在のところ、春日町と汐見町の約150戸が対象となるとの答弁であります。

6項1目住宅管理費は郷野原住宅4棟24戸の水洗化工事、流し台の取りかえ工事等の工事請負費1,750万円の計上が主なるものであります。

審査の中で、水洗化工事の実施により、家賃がどのくらい上がるか質したところ、入居者の収入により違いはあるが、おおむね100円から200円の増にな

るとの答弁であります。

予算議案第2号中、委員会付託分については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第3号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、議案第36号による市職員の給料措置に伴う給与費の減額を各款にわたり行うものであります。

予算議案第3号中、委員会付託分については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡水特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、議案第36号による市職員の給料措置に伴う給与費の減額を行うものであります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、議案第36号による市職員の給料措置に伴う給与費の減額を行うものであります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第2号平成25年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、議案第36号による市職員の給料措置に伴う給与費の減額を行うものであります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、陳情1件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これから、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第35号いちき串木野市産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 御異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、簡水特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第2号平成25年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第2号平成25年度いちき串木野市水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起立採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、保留いたしておりました予算議案第2号及び予算議案第3号について討論・採決に入ります。

まず、予算議案第2号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、予算議案第3号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する3常任委員長の報告はいずれも可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起立採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議会運営委員長の報告を求めます。

[議会運営委員長原口政敏君登壇]

**○議会運営委員長（原口政敏君）** 私ども議会運営委員会に付託されました案件は、陳情1件であります。

去る6月25日に委員会を開催し、書類審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について、御報告を申し上げます。

陳情第11号市議会議員定数と議員報酬に関する陳情についてであります。

この陳情は、いちき串木野市袴田743の3無我の会、茶園薫氏から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、共生・協働社会が進み、まちづくり協議会が各地域において定着すると、これまでの地域の声を議員が間接的に行政へ伝える必要がなくなり、まちづくり協議会が地域の声を直接行政に届けるようになるため、基本的に議員は必要なくなる。地方自治法においては、二元代表制が制度の根幹であり、議会には民意を反映し、市長を代表する執行機関のチェック機能と政策立案能力が求められる。市の目指すべき方向性について、全ての市民の安全・安心と幸せについて確固たる信念と自己責任と

覚悟をもって政策判断を行い、執行部と対等に渡り合うには、資質ある少数精鋭の、日々切磋琢磨し、議員力を高める者が10名もいれば十分である。

報酬については、議員は隠居仕事や片手間でできるものではなく、市民のために365日働いてもらう報酬としては、現行報酬の1.5倍でもよい。他市町村と比較するのではなく、財政力に合ったいちき串木野市独自のものでよいとして、議員定数については、現行の18名を10名とし、議員報酬については、現行の1.5倍の額とすることを求める陳情であります。

審査の中で、地域の声を行政に届けることだけが議員の仕事ではない。議員を10名にすれば少数精鋭になるものでもない。地域主権の時代と言われ、地方自治体の責任も高まり、住民ニーズも多岐にわたり、定数問題については相当慎重にしなければならない中、議員定数を18名から10名にするという極端なこの数字は理解できない。合併後、これまで2回にわたり議員定数を削減した経過があり、昨年10月には議員定数調査特別委員会を設置し、慎重に審議を重ね、議会としての結論を出したばかりであることから、特別委員会の決定を尊重したいとし、この陳情の内容については不採択とすべきとの意見が述べられたところであります。

また、委員の中から、議員定数削減の総論については賛成するものの、今回の陳情内容では賛同が難しいとの意見のほか、このような陳情が出てくるというのは、本市議会の行政に対するチェック機能や政策立案能力が弱いからであるとし、議員個人の資質向上を促す意見も述べられたのであります。

本件は、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、議会運営委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これから、議会運営委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**○17番（東 勝巳君）** ちょっと聞きそびれたけれども、不採択とすべきものと決まったと言われまし

たか。ちょっと確認をお願いします。

**○議会運営委員長（原口政敏君）** 不採択とすべきものということで発言をしました。不採択です。

**○議長（下迫田良信君）** よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これから、討論・採決に入ります。

陳情第11号市議会議員定数と議員報酬に関する陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、本件については原案についてお諮りをいたします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立者なし〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立少数であります。

したがって、本件は、不採択と決定されました。

△日程第21 議案第39号

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第21、議案第39号を議題とします。

議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長原口政敏君登壇〕

**○議会運営委員長（原口政敏君）** ただいま議題とされました議案第39号いちき串木野市議会基本条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、いちき串木野市議会及びいちき串木野市議会議員の果たすべき役割の基本的事項を定め、市民への情報公開と市民参加を基本に、躍動感みなぎるいちき串木野市の実現に寄与するため、議会基本条例を制定しようとするものであります。

内容については、まず、前文におきまして、二元代表制の一翼を担う議事機関として、その擁する立法機能及び執行機関の監視機能を果たし、あわせて積極的な政策立案並びに政策提言等に務めることで、憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すこと、

議会が市民の代表機関として地域における民主主義の発展と市民福祉の向上に果たすべく、積極的な情報公開、議会活動への市民参加の推進、執行機関との緊張保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保等について基準を設け、これを厳格に実現することにより、その責務を果たし、市民の負託に応え得る議会を築くことをうたっております。

第1章では本条例の目的を、第2章では議会議員の活動原則について規定しております。第3章では、市民と議会の関係とし、市民に対する情報発信、説明責任、市民や市民団体との意見交換の場を設けることなどを、第4章では、市長と議会の関係について規定しております。第5章では、自由討議について、第6章では、政務活動費について規定しております。政務活動費においては、公正性、透明性等の観点に加え、証票類を添付した報告書を提出するとともに、市民に対し説明責任を負うこととしております。第7章では、議会事務局の体制整備について委員会等の適切な運営、議員研修の充実強化、議会広報の充実などを規定しております。第8章では、議員の身分、待遇、政治倫理について、第9章では、最高規範性及び検証、見直し手続について規定しております。

なお、附則において、本条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（下迫田良信君）** これから、質疑に入ります。

議案第39号いちき串木野市議会基本条例の制定について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま、議題となっております議案第39号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

これから、討論・採決に入ります。

議案第39号いちき串木野市議会基本条例の制定に

ついて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第22 閉会中の継続審査について

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第22、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第23 閉会中の継続調査について

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第23、閉会中の継続調査について議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第24 議員派遣について

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第24、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しましたとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

---

△市長挨拶

**○議長（下迫田良信君）** この際、市長から発言の申し出がありますので許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

**○市長（田畑誠一君）** 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、誠にありがとうございました。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して、対処してまいる所存であります。皆様方の御指導をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

---

△閉 会

**○議長（下迫田良信君）** これで、平成25年第2回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時35分

## 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

#### 1、件 名 ○平成23年分

陳情第13号 川内原発1号機・2号機の廃炉と3号機増設の白紙撤回を求める意見書  
提出についての陳情

#### ○平成24年分

陳情第2号 原発から撤退し、再生可能エネルギーを活用した地域づくりを求める陳情

陳情第3号 電源開発促進税の用途を改め再生可能エネルギー等に活用するよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情

陳情第6号 原発からの撤退、再生可能エネルギーへの転換を求める陳情

陳情第8号 川内原発1・2号機の再稼働を認めないことを求める陳情

#### ○平成25年分

陳情第1号 川内原発3号機の増設中止と1・2号機の廃炉を求める陳情

陳情第2号 川内原子力発電所1号機・2号機の再稼働に反対する陳情

陳情第3号 川内原子力発電所1号機・2号機の再稼働に反対する陳情

陳情第4号 原発・原発依存の自治体運営からの撤退を求める陳情

陳情第5号 川内原発1・2号機の再稼働を認めないことを求める陳情

陳情第7号 川内原発1・2号機の再稼働に反対する陳情

陳情第8号 川内原発1・2号機の再稼働並びに3号機の増設中止を求める陳情

陳情第9号 川内原発再稼働を容認しないよう求める陳情

陳情第10号 すべての原発からただちに撤退することを決断し、川内原発1、2号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情

#### 2、理 由 さらに十分審査のため

平成25年6月27日

総務委員会

委員長 濱 田 尚

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第9号 汚染がれきの受け入れ拒否を求める陳情  
陳情第10号 東日本大震災に伴うがれき受け入れ反対についての陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成25年6月27日

教育民生委員会  
委員長 宇都隆雄

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良信 様

---

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1、件名 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情
- 2、理由 さらに十分審査のため

平成25年6月27日

産業建設委員会  
委員長 西別府 治

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
  2. 行財政改革について
  3. 自治活動のあり方（人口減少対策を含む）について

平成25年6月27日

総務委員会

委員長 濱 田 尚

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
  2. 教育問題について
  3. 健康問題について
  4. 福祉問題について
  5. 医療費抑制について

平成25年6月27日

教育民生委員会

委員長 宇 都 隆 雄

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

## 閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
  2. 商工・観光・交通運輸について
  3. 公共事業（社会資本整備）について

平成25年6月27日

産業建設委員会  
委員長 西 別 府 治

いちき串木野市議会  
議長 下迫田 良信 様

---

## 議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 市町村政研修会

- (1) 派遣目的 地方自治行政の推進及び市政の発展に資するための研修
- (2) 派遣場所 鹿児島市民文化ホール
- (3) 派遣期間 平成25年8月8日
- (4) 派遣議員 全議員

#### 2. 財政問題議員研究会

- (1) 派遣目的 財政問題に関する知識を深めることにより、行政監視機能の強化を図るとともに、本市財政における現状分析や中長期的な見通しの検証に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成25年7月18日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員